道路運送法第9条第4項,及び同法施行規則第9条第2項に掲げる協議が調っていることの証明書

平成25年11月5日開催の富里市地域公共交通会議において, 下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

### 1 協議が調っている路線又は営業区域

路線:新橋循環(七栄・新橋・中沢地区及び酒々井町の一部)

### 2 協議が調っている運行系統又は運送の区間

定時定路線運行とし、運行系統は以下のとおりとする。

(詳細は別紙1,2のとおり)

(1) 第1便と第2便(別紙1)

起終点:富里市役所

内回り

市役所~富里高校~西内野~新橋~中沢入口~市役所 外回り

市役所~中沢入口~新橋~西内野~富里高校~市役所

(2) 第3便から第10便(別紙2)

起終点:富里バスターミナル

内回り

富里バスターミナル~西内野~JR 酒々井駅~新橋~中沢入口~市役所~富里高校~富里バスターミナル外回り

富里バスターミナル~富里高校~市役所~中沢入口~ 新橋~JR 酒々井駅~西内野~富里バスターミナル

# 3 協議が調っている運賃(料金)の種類,額及び適用方法

#### (1)普通乗車券

1乗車あたりの運賃は下記のとおりとする。

分類	市内	市外 (JR 酒々井駅 利用者)
大人	300 円	400 円

小学生	100円	200 円
後期高齢者医療被保険者証をお 持ちの方	150 円	200 円
身体障害者手帳,療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持	無料	
ちの方, 小学生未満		

※高齢者、障がい者等で介助を必要とする方の介助者の運賃は上記 分類による。

- ※小学生未満は保護者と同乗する場合のみ、利用可能とする。
- ※割引制度として回数券を発行する。

### (2)回数券

回数券は11枚つづりで下記のとおりとする。

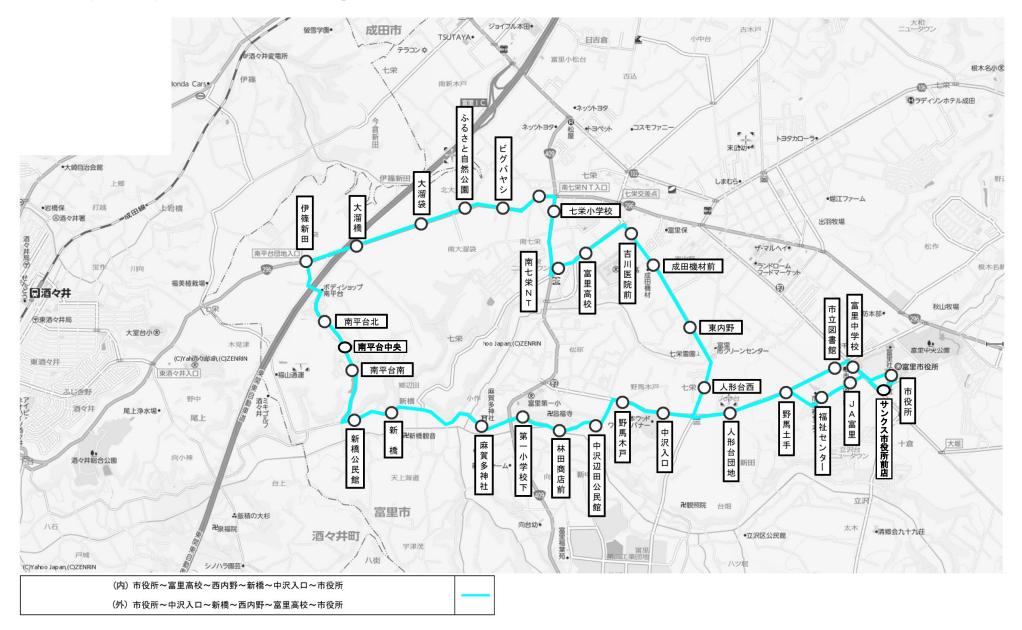
分類	市内	市外 (JR 酒々井駅 利用者)
大人	3,000円	4,000円
小学生	1,000円	2,000円
後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方	1,500円	2,000円

## 4 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

適用期間	平成 26 年 4 月 1 日から
運行日	土日祝日,年末年始(12月29日~1月3日)を除
	く平日のみ運行
運行時間	午前7時から午後6時まで
運行便数	1 日 1 0 便
使用車両	富里市が所有するバス車両(乗車定員 11 人以上 29
	人以下の小型自動車)2台
運行主体	千葉交通株式会社

平成25年11月5日 富里市地域公共交通会議会長 石橋 規

別紙1 「第1便・第2便路線図:市役所発着」



別紙2 「第3便~第10便路線図:富里バスターミナル発着」

